

意見陳述書

2022（令和4）年4月21日

水戸地方裁判所

民事第2部合議 A 係 御中

原告本人 鈴木 鐸 士

私は現在 82 歳で、日立市大久保地区に住んでいます。

この度、原告団 5 名を代表し、この裁判を提起した後になって県が具体的な産廃処分場計画を開示したので、主にその問題点について陳述します。

- 1 私は、1940 年 4 月に生まれ、小学校から大学までを通じて地元日立市で過ごしました。大学卒業後は、4 年間ほど地元を離れて石油化学プラントの設計業務に従事しましたが、地元の茨城大学工学部に転職してから 65 歳の停年退官まで、長年に渡って研究教育職に従事しました。

私は、「処分場建設に反対する連絡会」の一員として、工学研究者の立場から、「科学技術面から唐津沢処分場建設の問題点を的確に判断するための資料を一刻も早く皆様に提供すること」を自分の使命として、この間の活動に努めてまいりました。

- 2 産廃処分場の候補地は広大な唐津沢の中にあり、地形上洪水・土砂崩れの危険性が高く、巨大な廃棄物処分場の建設地として明らかに不適格であるにも拘らず、県は『唐津沢は「浸水想定区域」に入っていないから問題ない』旨の一点張りで、豪雨時洪水災害の危険性については相変わらず無視続けて計画を進めています。

昨年 12 月の基本計画策定委員会中間報告会資料により、廃棄物槽の形状寸法、廃棄物の埋立・積上げ要領などの具体的な資料がやっと提示されたので、計画の実態についての問題点を検討できるようになりました。検討の結果として、本年 1 月 12 日に、新産業廃棄物最終処分場基本計画策定委員会委員長大迫政浩様宛に、以下の 3 つの問題点について公開質問状を提出しています。

- (1) 豪雨時に周辺から洪水が流れ込んで来る沢中の構築物に対する危険性

唐津沢に廃棄物処分場を配置した場合の、集中豪雨時洪水災害の予測については、既に訴状にて詳細かつ明確に記述されております。

その後、廃棄物槽の形状寸法や廃棄物搬入道路などの具体的な設備が開示されたので、それらの設備配置の情報を唐津沢の地形形状に取り込んで、水防法の規定による 1 時間当たり 151mm の豪雨時に、唐津沢上流部の降水域 A (64.5ha) から廃棄物処分場に流入すると想定される毎秒 18.9 m³ の洪水について流動解析を試みました。その結果、洪水は凄まじい勢いで廃棄物槽内に流入し、廃棄物や廃棄物槽の構成材を押し流すことが確認されました。この点は今後の裁判でも詳しく主張しますが、このような豪雨時の洪水災害対策を無視したまま、建設計画を推し進めることは、社会通念に照らし著しく妥当性を欠いたものです。

(2) 異常な廃棄物山積みによる廃棄物層崩壊の危険性

固い岩盤の深い谷状の現況地盤では、最大高さ 35m の盛土埋立したところに、薄い皿状の廃棄物槽が設置されるので、十分な大きさの廃棄物槽が確保できないため、廃棄物槽の縁面以上に廃棄物がうず高く積上げられます。埋立てる廃棄物と積上げられる廃棄物は、ほぼ同量でおおよそ 122 万 m³ です。このような異常な山積みの廃棄物層は、崩れ易く、洪水に流され易く、極めて不安定な状態です。

この点も今後詳しく主張しますが、すべり変形による廃棄物層の崩壊モデルは、最近熱海市で発生した土石流の惨事を連想させます。

(3) 谷底の盛土埋立に関連する欺瞞について

私たちが昨年提出した公開質問状では、「急峻な深い谷地のままでは、廃棄物貯蓄槽の建設地として極めて不向きな地形である。」にも拘らず、選定理由欄に、「地形を活用し、低い工事費で建設可能」とまで表記されていた為、「谷地形の地形をどのように活用し、どのようにして低い概算工事費とするのか根拠を示していただきたい。」旨の質問をしました。それに対する資源循環推進課長様からの回答書では、「日立市諏訪町については、既に掘削されているため切土が少ないことから、埋立地の整備費用は他の 2 カ所より低くなっています。」とのことでした。

ところが最近になって開示された計画図では、盛土埋立の最大高さは 35m にもなり、盛土埋立に要する土石の量は、廃棄物容量のほぼ 2 分の 1 にあたる 122 万 m³が見込まれます。この盛土埋立には、莫大な費用が掛かることは明らかです。

日立市諏訪町は、他の 2 カ所より工事費が低く見積もられていますが、実際には膨大な盛土埋立費が掛かることとなります。欺瞞に満ちた大きな情報操作があると言わざるを得ません。

- 3 以上のように、産廃処分場の基本計画が策定された現時点における、主な 3 つの問題点について陳述し、唐津沢産廃処分場計画の危険性を訴えます。

裁判官におかれましては、今後とも何卒よろしくご理解し、ご判断していただけますようお願いいたします。

以 上

令和3年（行ウ）第11号 日立市産業廃棄物処分場周辺道路整備事業費支出
差止請求住民訴訟事件

原告 荒川照明 外4名

被告 茨城県知事 大井川和彦

意見陳述書

2022年（令和4年）4月21日

水戸地方裁判所民事第2部合議A係 御 中

原告ら訴訟代理人弁護士 谷 萩 陽 一

1 弁論の更新にあたって意見を申し述べます。

本件訴訟は被告茨城県知事が日立市諏訪町日立セメント大平田鉦山跡地に建設を予定している管理型産業廃棄物最終処分場の周辺道路整備事業費として令和3年度予算に計上された5億1200万円の支出の差し止めを求める住民訴訟です。

原告らはこの予算の支出が違法な公金の支出にあたりと主張するものですが、その違法性の判断枠組みについては、書面で述べた通りです。

2 本件における違法性の理由について、今回提出した第1準備書面で、以下のよう整理しています。

- (1) 洪水・土砂崩れの危険性が高いことを考慮していないこと
- (2) 後に大きな計画変更を必要とするほどに、本件候補地周辺の道路状況を考慮していないこと
- (3) 新設道路の建設費用を踏まえると、整備候補地への最終処分場建設には莫大な公金支出が必要となること
- (4) 新設道路を踏まえて本件候補地を評価すると本件候補地は選定されるべき評価とはならないこと。

3 原告ら第1準備書面では、被告の主張を踏まえてさらに原告らの主張を補強しています。

例えば、洪水や土砂災害の発生の危険性については、被告は平成27年9月の関東・東北豪雨における降水量、古河観測所において1日当たり214.5mm、奥日光観測所において1日あたり390.0ミリメートルでも対処

可能であったことから問題ないとしています。

しかし、例えば2019年には、神奈川県箱根地点で1日雨量922.5mmが記録されています。平成27年の水防法改正に伴い、国交省水管理国土保全局は関東地方の24時間最大雨量690ミリメートルと設定しているところ、現実にはこれを上回る雨量が計測されていることを示しています。そのような豪雨が発生した場合には、本件候補地における排水処理は困難となる事は明らかです。

- 4 また、本件候補地に係る集水域は約1.2平方キロメートルであるところ、被告は、本件処分場が建設されれば、処分場の西側に整備される側溝によって当該集水域の大半の雨水が処理されるため、処分場で処理の必要な雨水の集水域は約0.37平方キロメートルに過ぎないと主張しています。

しかし、被告の計画によれば1.2平方キロメートルの集水域に降った雨は最終的には鮎川に放流されることとなりますから、結局はこの1.2平方メートルの集水域の雨が処理できるかどうかの問題になることには変わりはありません。

被告は本件処分場の造成前の雨水の流出状況も明らかにしておらず、また鮎川の実際の流下能力も明らかにしていません。これでは本件処分場によって鮎川にどのような影響があるかを判断のしようがなく、極めてずさんと言わなければなりません。

- 5 この問題では、被告の提出した日立セメント株式会社の回答文書で、1947年のカスリーン台風で、鮎川でも洪水被害があったことが明らかになっていることも重要です。

このように洪水や土砂災害の危険性について考慮しないままに本件候補地を選定したことによって住民の生命・身体・財産への危険を生じさせる結果となっていますので、こうした判断内容が社会通念にてらして著しく妥当性を欠くものであることは明らかです。

- 6 次に新設道路についてです。

被告は本件候補地を選定する時点で想定していた搬入ルートを選定後に変更し、新しい道路を建設してこれを搬入路とすることを決定しました。この新設道路の整備には200億円前後の膨大な費用を要します。

被告が当初想定した搬入ルートは、保育園や小学校が立地する市街地を横断するものであり、大型車両が往来すれば交通安全への悪影響や周辺住民の生命身体や生活を脅かす恐れのあることは容易に想定できたものです。

被告は選定後に住民から問題点の指摘があったため、政策的な判断として新設道路の建設を決めたに過ぎないなどと主張しています。

しかし、選定にあたっては、本件候補地は交通安全への配慮が必要とされ、△との評価がされていました。そうであれば、新設道路を整備することも含めて考慮する必要があったわけですが、これを考慮することなく選定し、選定後に膨大な費用をかけて新設道路を建設することを決めた被告の判断は、社会通念にてらして著しく妥当性を欠くものといわねばなりません。

7 被告は山側道路東側の新設道路を採用した根拠について5つの点を主張しています。しかし現時点でまだ具体的なルートが示されているわけではないところから、この根拠が本当かどうかは明らかではありません。

原告は第1準備書面において、この新設道路の具体的な内容について、6点にわたって求釈明をしています。被告は、新設道路の建設の判断が妥当なものであると主張するのであれば、こうした求釈明に誠実に答えるべきです。

8 以上、陳述します。